

金 融 庁  
令 和 3 年 3 月 4 日

## 緊急事態宣言の延長等を踏まえた資金繰り支援等について（要請）

別紙「緊急事態宣言の延長等を踏まえた資金繰り支援等について」（令和3年2月5日）で要請した事項に関し、貴社を含む主要行等グループについては、その事業規模や総合的な金融サービスを提供する特性を踏まえ、中小企業に対する資金繰り支援等のほか、特に下記の内容を要請いたしますので、宜しくお願ひ申し上げます。

### 記

- (1) 大企業・中堅企業については、顧客企業の事業規模が比較的大きく、ひいてはその取引先も多岐にわたることを踏まえ、その特性に応じた丁寧かつ積極的な資金繰り支援等を行うこと。特に、飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光・遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポーツ・イベント関連事業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、及びこれらの事業者と取引をしている事業者について、積極的な資金ニーズの確認や、事業者からの相談への丁寧な対応などをはじめ、きめ細やかな支援を行うこと。
- (2) こうした支援に当たっては、金融庁に設置する利用者からの相談ダイヤル等にも、貸し渋り・貸し剥がしではないかといった声が寄せられていることや、これまで繰り返し事業者の資金繰り支援に万全を期すよう要請していることなどを踏まえ、金融機関においては、直接・間接にコロナの影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないのは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
- (3) メイン先・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別に関わらず、親身かつ丁寧な対応を行うこと。  
具体的には、メイン先とする事業者については、他の民間金融機関や政府系金融機関との連携を含めて、適時・適切にメイン行として積極的な役割を果たすこと。また、非メイン先とする事業者については、メイン寄せのような行為は厳に慎み、メイン行と協調した適切な資金繰り等の支援に努めること。

- (4) 事業者に対し、直接金融市場の活用や各種金融サービスの提供を行う場合は、その内容が事業者のニーズを踏まえたものであり、かつ、事業者も内容を十分理解した上で提供されるよう、丁寧な対応を行うこと。またグループ内企業間の連携により総合的な金融サービスを提供する場合は、銀行による優越的地位の濫用防止について、適切な措置が講じられているか検証するとともに、利益相反等の不適切な行為がないか個別に確認すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることを踏まえ、改めて、これまでの累次の要請を含めて各営業拠点に周知徹底し、事業者に寄り添った対応となっているか、随時点検を行うこと。

金融庁としては、金融仲介の発揮状況について、集中ヒアリングを実施するなどにより取組状況を確認していくこととします。

以上

金 融 庁  
令和3年2月5日

緊急事態宣言の延長等を踏まえた資金繰り支援等について（要請）

金融機関におかれでは、累次にわたる要請等も踏まえ、緊急事態宣言下においても事業者等への資金繰り支援と感染拡大防止の両立に着実に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により緊急事態宣言が延長されたことに伴い、その影響を踏まえつつ、中堅・中小事業者等の事業者の業況や資金ニーズを十分に把握した上で、年度末金融も含めた資金繰り支援に引き続き全力を挙げて対応していただく必要がございます。

資金繰り支援と感染拡大防止に取り組んでいただいているところ、重ねての要請となり恐縮に存じますが、引き続き、これまでの「『国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策』を踏まえた事業者支援の徹底等について」（令和2年12月8日）、「年末年始に向けた感染拡大防止措置を踏まえた事業者等の資金繰り支援等について」（令和2年12月17日）、「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた資金繰り支援等について」（令和3年1月19日）等で要請した事項を十分に踏まえた資金繰り支援等を行うよう、特に下記の内容について改めて要請をいたしますので、貴協会傘下金融機関等に対し、周知徹底を宜しくお願い申し上げます。

記

- (1) 緊急事態宣言の延長や資金需要の高まる年度末を迎えること等を踏まえ、積極的な資金ニーズの確認や、中堅・中小事業者等の事業者からの相談への丁寧な対応など、きめ細かな支援を行うこと。
- (2) 補助金等の支給までの間に必要となる資金や年度末に必要な資金等も含めた新規融資の積極的な実施や、資本性劣後ローンの積極的な実施・活用に加え、返済期間・据置期間が到来する貸出を含めた既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の延長等の措置など、中堅・中小事業者等の事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。こうした際の徴求資料の省略・簡素化についても、引き続き努めること。
- (3) 特に、緊急事態宣言の延長や年度末を迎えること等による、入居者・テナントである飲食業者等の家賃支払い等や、ホテル・旅館、レジヤー施設、テナントビル等の資金繰りへの影響等を十分に踏まえ、別紙「家賃の支払いに係る事業者等の資金繰りの支援について」（令和2年5月8日）で要請した事項のとおり、これらの中堅・中小事業者等の事業者や当該施設のオーナー等の

関係者への新規融資・つなぎ融資や、既往債務の返済猶予等の条件変更に、最大限柔軟な対応を行うこと。

- (4) また、融資上限額が拡大された民間金融機関における実質無利子・無担保融資について、中小事業者の状況やニーズを十分に踏まえた積極的な活用に加え、必要に応じ、据置期間・返済期間の延長を提案するなど、親身かつ丁寧な対応を行うこと。
- (5) こうした資金繰り支援に加え、令和2年度第3次補正において措置される事業再構築補助金制度や REVIC の復興支援ファンド等を必要に応じて活用し、他の金融機関や支援機関等とも連携の上、経営改善・事業再生・事業転換支援等についても、積極的な対応を行うこと。

以上

金融庁  
令和2年5月8日

### 家賃の支払いに係る事業者等の資金繰りの支援について（要請）

金融庁は、これまで、金融機関に対し、事業者や個人への資金繰り支援等に係る要請文を発出しています。

#### （参考）金融機関に対する資金繰り等に係る要請文

- 2月 7日 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応について
- 3月 6日 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について
- 3月 24日 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について
- 4月 7日 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏まえた資金繰り支援について
- 4月 13日 新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について
- 4月 13日 出勤者7割削減を実現するための要請について
- 4月 16日 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた手形・小切手等の取扱いについて
- 4月 21日 日本政策金融公庫等との更なる連携の強化について
- 4月 27日 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏まえた資金繰り支援について

また、金融庁では、「新型コロナウイルスに関する専用相談窓口」に寄せられた事業者からの相談や、金融機関に対する「特別ヒアリング」等を通じ、事業者の状況や金融機関の取組みの実態把握に努めています。3月27日には、「特別ヒアリング」で確認した金融機関の取組みのうち、他の金融機関の参考となると考えられるものを取りまとめ、公表しています（4月20日更新）。

現在では、入居者・テナントである中小事業者・個人の家賃支払いや、ホテル、レジヤー施設、簡易宿所、民泊施設、テナントビル等のオーナー等の不動産関連事業者の資金繰りが深刻な課題となっているものと認識しています。これまでも、金融機関との意見交換会において、金融庁長官から、

「事業者、中でもホテル・レジヤー施設等の賃貸や運営を行う事業者の方々からは、観光需要の減少等により、ご心配の声や条件変更の要請が強く聞かれる。テナント等の支払ういわゆる『家賃』の問題については、各国でも問題になっている。国土交通省からも、3月31日に、賃貸用ビルの所有者など、テナントに不動産を賃貸する事業を営む事業者に対し、テナントの置かれた状況に配慮し、賃料の支払いの猶予に応じる等の柔軟な措置の実施の検討の依頼を行っているところ。金融機関においても、中小事業者の家賃支払いや個人の住宅ローンの支払い、不動産関連事業者の資金繰りが非常に厳しくなっている状況を踏まえ、こうした事業者・個人の方々の元本据置き等の条件変更に、しっかり対応してほしい」

旨の要請を行ったところですが、現下の深刻な状況を踏まえ、更なる徹底が必要です。

このため、金融庁として、事業者・個人への元本据置等の条件変更や新規融資の迅速かつ適切な実行を更に徹底する観点から、下記事項について要請しますので、貴協会会員宛に周知徹底方よろしくお願ひいたします。

## 記

1. 家賃支払いが深刻な課題となっている中小事業者・個人に対して、今回導入された実質無利子・保証料免除の制度融資等の新規融資・つなぎ融資や、既往債務についての元本・金利を含めた減免・返済猶予等（元本据置き・返済期限の延長等）の条件変更等を迅速かつ柔軟に実施すること
2. ホテル、レジャー施設、簡易宿所、民泊施設、テナントビル等のオーナー等に対して、新規融資・つなぎ融資や、既往債務についての元本・金利を含めた減免・返済猶予等（元本据置き・返済期限の延長等）の条件変更等を迅速かつ柔軟に実施すること  
特に、オーナー等がテナント等に対して例えば一定期間の家賃の減免・支払猶予等を行っている場合には、金融機関として、当該家賃の減免・支払猶予等に対応する期間について、融資の減免・返済猶予等（元本据置き・返済期限の延長等）を行うなど、条件変更等の迅速かつ柔軟な実施を徹底すること
3. 既往債務について、返済猶予等の条件変更にあたって発生する手数料・違約金等について顧客の事情を勘案し特段の配慮を行うこと

金融庁・財務局は、上記について、民間金融機関における事業者支援の取組みの推進状況を現在行っている特別ヒアリングの重点事項として確認するとともに、金融機関における事業者支援の態勢について確認の必要が生じた場合は、特別検査（銀行法第25条に基づく立入検査）を実施することで、金融機関の取組状況を適時に確認することとします。

以上